

平成30年7月豪雨で被災された方へ

1. 保険証がなくても保険診療ができます

- ・氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）
- ・加入している医療保険が分かる情報（勤め先、組合名等）

以上を確認のうえ健康保険での診療対象となります。

2. 以下の（1）（2）いずれも該当される方については

平成30年10月末までの診療費一部負担金をいたしません。

受付までお申し出ください。

（1）平成30年7月豪雨に係る災害援助法の適用市町村の住民の方で

次の保険に加入されている方

- ①災害援助法適用市町村の市町村国保、後期高齢者医療
- ②協会けんぽ、一部の健保組合

（2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災した旨
- ②主たる生計維持者が死亡、もしくは重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明の旨
- ④主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない旨